

静岡県社会的養育推進計画 構成概要（浜松市該当箇所抜粋）

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

- ・子どもが権利の主体であることや家庭養育優先原則が新たに明記された児童福祉法（平成28年改正）等及び今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、現行の「家庭的養護の推進に向けた静岡県推進計画（平成27～令和11年度）」の全面的な見直しを行い、新たな「静岡県社会的養育推進計画」を策定する。
- ・静岡県、静岡市及び浜松市がそれぞれ策定する、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策行動計画である、「ふじさんっこ応援プラン（静岡県）」、「子ども・子育て・若者プラン（静岡市）」、「子ども・若者支援プラン（浜松市）」（いずれも令和2年3月策定）との整合を図る。

2. 計画の期間

- ・令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間

3. 計画の推進

- ・県、静岡市、浜松市の連携
- ・計画の進捗管理

第2章 社会的養育を取り巻く状況

1. 虐待相談件数の状況	虐待相談件数は増加傾向にあり、H30(2,911件)はH25の対比で68.8%増
2. 措置児童数の状況	措置児童数は減少傾向にあり、H30(702人)はH25の対比で16.4%減
3. 里親の状況	認定里親数は増加傾向にあり、H30(485人)はH25の対比で23%増 里親委託率は増加傾向にあり、H30(29.5%)はH25の対比で9.3%増
4. 一時保護の状況	一時保護件数は増加傾向にあり、H30(1,268件)はH25の対比で47%増

第3章 計画の基本理念

子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を実現していくために、社会全体で子どもを育む

第4章 代替養育を必要とする子ども数等の見込み

浜松市所管	H30現状値		R11目標値		
	人数	割合	人数	割合	
代替養育を必要とする子ども数	120人	-	103人	-	
里親等委託が必要な子ども数	32人	-	54人	-	
里親等委託率	3歳未満	5人	50%	6人	67%
	3歳以上	5人	28%	10人	59%
	学童期以降	22人	24%	38人	49%

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

1. 子どもの権利擁護の推進

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

- ・子どもが意見を表明する権利を有することについての普及、啓発
- ・措置児童等への「子どもの権利ノート」配布など、子どもが意見を述べる機会の確保

2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ・市町等の相談支援体制の整備に向けた支援・取組
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

(2) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護された子どもの権利擁護
- ・一時保護の環境及び体制整備

(3) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童福祉司等の専門職の計画的配置と、研修等による職員の専門性の向上
- ・弁護士を活用した法的対応力の向上、警察との虐待情報の共有など関係機関との連携強化

3. 家庭と同様の環境における養育の推進

(1) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・里親の新たな確保から支援まで包括的に支援する体制の構築
- ・里親制度の広報啓発活動の強化

(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・児童相談所における特別養子縁組に関する相談支援体制の構築
- ・特別養子縁組に対する相談窓口の周知や事業の理解促進

(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアなど、小規模化、地域分散化の促進
- ・一時保護のための施設の整備や里親支援など、多機能化・機能転換の支援

4. 子どもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・施設等退所者支援事業の活用周知など、社会的な自立のための支援の利用促進
- ・自立援助ホームによる生活指導や就職支援など、自立支援の専門性向上に係る支援

管理指標

参考データ

用語集

資料編